

第 7 章 特 別 支 援 教 育

第 1 節 教 育 課 程

1 平成 17 年度特別支援教育教育課程研究集会

(1) 盲・聾・養護学校

ア 目 的 盲・聾・養護学校の教育課程に関する研究成果の発表及び研究協議を行い、
盲・聾・養護学校における学習指導等の改善と教員の指導力向上に資する。

イ 期日・場所 平成 17 年 8 月 26 日（金） 愛知県立港養護学校

ウ 参 加 者 盲・聾・養護学校高等部教員

視覚障害・病弱教育部会 14 人 聴覚障害教育部会 19 人
知的障害教育部会 49 人 肢体不自由教育部会 34 人

(2) 小学校及び中学校の特殊学級，通級による指導

ア 目 的 小・中学校の特殊学級並びに通級による指導における教育課程に関する研究
成果の発表及び研究協議を行い、特殊学級並びに通級による指導における学習
指導等の改善と教員の指導力の向上に資する。

イ 期日・場所 平成 17 年 8 月 22 日（月） 蒲郡市民会館（三河部会）

平成 17 年 8 月 25 日（木） 大府市役所（尾張部会）

* 暴風警報発令のため紙上発表

平成 17 年 8 月 30 日（火） 名古屋市教育センター（名古屋部会）

ウ 参 加 者 2 会場 合計 1 6 3 人

2 特別機支援教育研究委嘱

種 別	項 目	学 校 名	研 究 課 題	研究委嘱期間
県教育委員会		蒲郡市三谷小学校	一人一人を大切にした特別支援教育の実践	平成 17 年度 、 平成 18 年度
県教育委員会		県立一宮聾学校	教育課程の改善・充実に係る研究	平成 17 年度 、 平成 18 年度
県教育委員会		県立豊橋養護学校	県立学校 I C T 教育実践モデル事業	平成 17 年度 、 平成 18 年度

3 学校訪問

盲・聾・養護学校並びに特殊学級を設置する小・中学校を訪問し、学校管理、教育課程、学習指導、生徒指導、生活指導、進路指導、現職研修等に関する諸問題について指導助言を行った。

(1) 平成 17 年度盲・聾・養護学校重点指導事項

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導について

(2) 訪問校

ア 盲・聾・養護学校

計画訪問 12 校

イ 特殊学級設置の小・中学校

計画訪問 小学校 6 校，中学校 6 校

4 教育課程の編成と運営

(1) 幼稚部

6 領域編成 盲 2 校、聾 4 校、養(知)1 校、養(肢)1 校

(2) 小学部

盲・聾・養護学校小学部・中学部学習指導要領等に基づいて、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間(小学部 3 年生以上，知的障害養護学校を除く。)で編成されている。

ア 知的障害養護学校の教育課程を適用した教育課程を編成している学校(知的障害養護学校を除く。)

盲 2 校、聾 4 校、養(肢)8 校、養(病)1 校

イ 領域・教科を合わせた指導を行っている学校

盲 2 校、聾 3 校、養(知)7 校、養(肢)8 校、養(病)1 校

(3) 中学部

盲・聾・養護学校小学部・中学部学習指導要領等に基づいて、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間で編成されている。

ア 知的障害養護学校の教育課程を適用した教育課程を編成している学校(知的障害養護学校を除く。)

盲 2 校、聾 3 校、養(肢)8 校、養(病)1 校

イ 領域・教科を合わせた指導を行っている学校

盲 2 校、聾 3 校、養(知)7 校、養(肢)8 校、養(病)1 校

(4) 高等部

盲・聾・養護学校高等部学習指導要領等に基づいて、各教科、道徳(知的障害養護学校のみ)、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間で編成されている。

ア 教育課程に類型又はコースを設けている学校

盲 2 校、聾 4 校、養(知)9 校、養(肢)8 校、養(病)1 校

イ 領域・教科を合わせた指導を行っている学校

盲 1 校、聾 3 校、養(知)7 校、養(肢)8 校、養(病)1 校

ウ 知的障害養護学校の教育課程を適用した教育課程を編成している学校(知的障害養護学校を除く。)

盲 2 校、聾 3 校、養(肢)8 校、養(病)1 校

第 2 節 教 科 用 図 書 の 採 択

1 小学部及び中学部(義務教育段階)使用教科用図書

盲・聾・養護学校の小学部及び中学部の教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定に基づき、採択した。

盲・聾・養護学校の教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書のほか、盲学校用教科書(点字本)が小学部 4 種目各 1 種、中学部 10 種目各 1 種、聾学校用教科書が小学部 2 種目各 1 種、中学部 1 種目 1 種、養護学校(知的障害教育)用教科書が小学部、中学部ともそれぞれ 3 種目各 1 種から採択するとともに、学校教育法第 107 条の規定による教科用図書(以下「107 条図書」という。)を採択した。

107 条図書の採択にあたっては、愛知県教科用図書選定審議会の審議を経て、県教育委員会において 107 条図書の選定及び採択の方針を決定するとともに、選定審議会に 107 条図書について調査研究を行う調査員(盲・聾・養護学校教職員等 29 人)を置き、その調査研究に基づく選定審議会の審議を経て、県教育委員会において「平成 18 年度使用一般図書選定資料」の作成を行った。

選定及び採択の方針の概要は、次のとおりである。 児童・生徒用の教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。なお、この場合、下学年用の文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定について検討するものとする。 上記の使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成 18 年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定するものとする。

平成 18 年度使用愛知県立盲・聾・養護学校小学部・中学部教科用図書採択状況

区 分	当 該 学 校 当 該 学 年 用 教 科 書	学 校 教 育 法 第 107 条 に 規 定 す る 教 科 用 図 書				計
		盲・聾・養護 学校用教科書	小 学 校 用 教 科 書	中 学 校 用 教 科 書	一 般 図 書	
小 学 部	5 種目 5 者 15 種 1,601 冊	3 種目 1 者 9 種 256 冊	11 種目 11 者 28 種 2,107 冊	—	9 種目 25 者 79 種 3,174 冊	11 種目 35 者 122 種 7,138 冊
中 学 部	10 種目 4 者 14 種 646 冊	6 種目 2 者 6 種 126 冊	5 種目 5 者 6 種 169 冊	18 種目 11 者 52 種 1,887 冊	16 種目 29 者 88 種 2,477 冊	18 種目 41 者 163 種 5,305 冊

2 高等部使用教科用図書の採択

県立高等学校と同様の手続きで採択した。(P. 113 ~ P. 114 参照)

平成 17 年度は、生徒の実態に応じて、高等学校用、中学校用、小学校用又は盲・聾・養護学校小・中学部用教科用図書を採択した。

なお、このほか、「愛知県立学校管理規則」第 8 条の規定に基づき、132 種の一般図書の教科用図書に係る届出を受理した。

平成 18 年度使用愛知県立盲・聾・養護学校高等部教科用図書採択状況

高等部用教科書	高等学校用教科用図書		学校教育法第 107 条に規定する教科用図書			計
	高等学校用教科書(第 1 部)	同左(第 2 部)	中学校用教科書	小学校用教科書	盲・聾・養護学校小・中学部用教科書	
未発行	49 種目 28 者 189 種 2,907 冊	なし	9 種目 8 者 23 種 2,321 冊	11 種目 11 者 42 種 2,749 冊	5 種目 4 者 5 種 52 冊	71 種目 32 者 259 種 8,066 冊

3 就学猶予・免除者への教科書の無償給与

「就学義務猶予免除者に対する教科書の無償給与について」(平成 17 年 4 月 1 日付 17 文科初第 22 号文部科学省初等中等教育局長依頼)に基づき、学校教育法第 23 条(同法第 39 条第 3 項で準用する場合を含む。)の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、教科書の給与を希望し、かつ市町村教育委員会が教科書による学習が可能であると認めた者に対して教科書を無償給与することができる。平成 17 年度は 9 人に給与した。

4 補助教材

「愛知県立学校管理規則」第 8 条の規定に基づき、各学校から小学部用 179 種、中学部用 118 種、高等部用 86 種の補助教材の使用に係る届出を受理した。

第 3 節 就 学 指 導

1 愛知県就学指導委員会

障害のある子どもの実態の把握と盲・聾・養護学校並びに特殊学級への就学・入級指導の適正を期するため、県教育委員会に愛知県就学指導委員会(会長 愛知県特別支援教育推進連盟理事長)を設置している。この委員会は、医師、学識経験者、児童福祉関係者、教育関係者等 30 人以内の委員で構成しており、障害児の就学、地区就学指導委員会との連絡調整、特別支援教育の啓発等に関する事業について協議することとなっている。

平成 17 年度における開催状況は、次のとおりである。

開 催 日	協 議 事 項
18. 1. 19	障害児の就学指導について 平成 18 年度に係る市町村就学指導委員会審議状況について

2 地区就学指導委員会

障害のある子どもの実態の把握と盲・聾・養護学校並びに特殊学級への就学・入級指導の適正を期するため、県内 7 地区に就学指導委員会を設置し、市町村教育委員会から依頼のあった障害児の判定と就学、特別支援教育の啓発等の協議を行っている。この委員会は、医師、学識経験者、児童福祉関係者、教育関係者等約 25 人の委員で構成している。

地区就学指導委員会の名称、所管区域及び設置場所並びに平成 17 年度における開催状況及び就学指導状況は、次のとおりである。

名 称	所 管 区 域	設 置 場 所	開 催 回 数	就 学 指 導 状 況		
				審 議 件 数	報 告 件 数	計
尾 張 地 区 就 学 指 導 委 員 会	尾張教育事務所 管内の市町	尾 張 教 育 事 務 所	1	1	801	802
海 部 地 区 就 学 指 導 委 員 会	海部教育事務所 管内の市町村	海 部 教 育 事 務 所	1	0	314	314
知 多 地 区 就 学 指 導 委 員 会	知多教育事務所 管内の市町	知 多 教 育 事 務 所	1	1	216	217
西 三 河 地 区 就 学 指 導 委 員 会	西三河教育事務所 管内の市町	西 三 河 教 育 事 務 所	1	1	1,208	1,209
豊 田 ・ 足 助 地 区 就 学 指 導 委 員 会	豊田加茂教育事務所 管内の市町村	豊 田 加 茂 教 育 事 務 所	1	1	188	189
新 城 ・ 設 楽 地 区 就 学 指 導 委 員 会	新城設楽教育事務所 管内の市町村	新 城 設 楽 教 育 事 務 所	1	1	20	21
東 三 河 地 区 就 学 指 導 委 員 会	東三河教育事務所 管内の市町	東 三 河 教 育 事 務 所	1	2	562	564
計			7	7	3,309	3,316

3 入学前就学相談

適正な就学を推進するため、就学前の障害のある子どもをもつ保護者に対して、その教育に係る相談活動を県内7地区、8会場で実施した。

相談員は、医師、小・中学校教員、盲・聾・養護学校教員、県総合教育センター職員、市町村教育委員会職員、教育事務所指導主事等15人で構成している。

平成17年度における開催状況は次のとおりである。

地 区	開 催 日	会 場	相 談 者 数
尾張（愛日）地区	8. 23 8. 24	レディアンかすがい	64 人
尾張（中島）地区 （丹葉）	8. 18 8. 19	大口町健康文化センター	36
海 部 地 区	8. 30 8. 31	海部総合庁舎	61
知 多 地 区	8. 18 8. 19	半田市福祉文化会館	72
西 三 河 地 区	8. 26 8. 31	西三河総合庁舎	17
豊田加茂地区	8. 18 8. 20	豊田市立豊田養護学校	14
新城・設楽地区	7. 29 8. 26	新城市立おおぞら園	13
東 三 河 地 区	8. 4 8. 5	豊橋市豊城地区市民館	62
計			339

4 平成17年度障害幼児・児童・生徒の就学者数

区 分	幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数				
	計	幼	小	中	高
計	11,052 人	142 人	5,507 人	2,965 人	2,438 人
盲・聾・養護学校	5,752	142	1,924	1,248	2,438
特 殊 学 級	5,300		3,583	1,717	

5 平成17年度障害による就学義務猶予・免除者数

区 分	計	6 ~ 11 歳	12 ~ 14 歳
計	4 人	4 人	0 人
猶 予	3	3	0
免 除	1	1	0

6 障害児就学指導担当者講習会

盲・聾・養護学校及び特殊学級への就学・入級指導の適正を期し、県教育委員会が作成した「障害児就学指導の手引」の趣旨徹底を図るため、市町村教育委員会の障害児の就学事務担当者を対象として、次のとおり7地区において講習会を開催した。

地 区	開催日	会 場	参 加 者	参加者数
尾 張	5. 17	県三の丸庁舎	尾張教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	37 人
海 部	7. 12	海部総合庁舎	海部教育事務所管内の市町村教育委員会就学事務担当者	13
知 多	6. 8	知多教育事務所	知多教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	16
西三河	6. 28	ひいらぎ養護学校	西三河教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	18
豊 田 加 茂	6. 24	豊田市立 豊田養護学校	豊田加茂教育事務所管内の市町村教育委員会就学事務担当者	14
新 城 設 楽	6. 24	新城設楽教育事務所	新城設楽教育事務所管内の市町村教育委員会就学事務担当者	10
東三河	6. 28	東三河総合庁舎	東三河教育事務所管内の市町教育委員会就学事務担当者	15
計				123

7 市町村特別支援教育担当指導主事等会議

障害のある子どもの実態調査をもとに就学指導を適正かつ円滑に実施するため、市町村の特別支援教育担当指導主事(担当者)を対象に連絡会を開催した。

開 催 日	会 場	参 加 者	参加者数
17. 5. 18	東 大 手 庁 舎	各市町村特別支援教育担当指導主事(担当者)	100 人
17. 9. 2	東 大 手 庁 舎	各教育事務所担当指導主事等	100 人

8 盲・聾・養護学校(小・中学校)学校指定

学校教育法施行令第14条第2項の規定に基づく平成17年度の学校指定の状況は、次のとおりである。

平成17年度盲・聾・養護学校指定状況について (17.5.1現在)

区 分	盲 学 校	聾 学 校	養 護 学 校				合 計
			知的障害	肢 不 自 由	病 弱	計	
新 学 齢 児	10 人	37 人	162 人	82 人	5 人	249 人	296 人
小・中学校からの転校	6	17	94	33	32	159	182
盲・聾・養護学校間の転校	0	0	3	11	0	14	14
他 県 からの転校	0	0	0	1	5	6	6
就学猶予・免除の解除	0	0	1	0	0	1	1
計	16	54	260	127	42	429	499

9 幼稚部・高等部入学者選考

平成 17 年 11 月 15 日「平成 18 年度愛知県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の入学者の募集について」公告、平成 18 年 3 月 8 日、各募集学校において(高等養護は 2 月 2 日)、入学者選考を実施した。平成 18 年度入学志願者数等の概況は、次のとおりである。

区 分		募 集 人 員	志 願 者 数	入 学 者 数
幼 稚 部	盲 学 校	約 6 人程度	6 人	6 人
	聾 学 校	約 48 人程度	42	41
	養 護 学 校	約 12 人程度	7	7
高 等 部	盲 学 校	約 59 人	42 人	39 人
	聾 学 校	約 96 人	64	63
	養 護 学 校	約 730 人	691	647

第 4 節 施設内教育・訪問教育

1 施設内教育

児童福祉施設等に入所(院)している学齢児童生徒のうち、就学は可能であるが、障害の状態が重度又は重複しているため、通学して教育を受けることが困難な者に対して、施設等内において通学生に準じた教育を実施した。(2 施設 6 病院, 30 学級, 77 人)

2 訪問教育

就学は可能であるが、障害の状態が極めて重度であるか重複しているため、通学して教育を受けることが困難な在宅又は病院入院中の学齢児童生徒に対して、週 3 回、1 回 3 単位時間、教員を家庭等へ派遣し教育を行った。高等部においては、平成 12 年 4 月から家庭訪問教育を本格的に実施した。(51 学級, 114 人)

3 訪問教育児童生徒集団学習

訪問教育対象児童生徒に対し、学習発表会、野外学習、社会見学等、保護者参加のもとに、社会適応力の伸長を図るため、集団学習の機会を設けた。

(参加者延べ 244 人, 参加率 37.4%)

4 平成 17 年度施設内教育・訪問教育の学級数等

(17.5.1 現在)

区 分	施 設 内 教 育				訪 問 教 育					
	学級数	児 童 ・ 生 徒 数			学級数	児 童 ・ 生 徒 数				
		計	小	中		計	小	中	高	
合 計	30	77	42	35	51	114	52	32	30	
知的障害	計	17	46	25	21	15	34	19	12	3
	県 立	17	46	25	21	11	26	14	9	3
	市 立	0	0	0	0	4	8	5	3	0
肢体不自由(県立)	2	4	3	1	27	68	29	12	27	
病弱(県立)	11	27	14	13	9	12	4	8	0	
県立計(再掲)	30	77	42	35	47	106	47	29	30	

第 5 節 特 別 支 援 教 育 の 推 進

1 特殊学級等の充実

(1) 学級編制等

平成 17 年度における特殊学級数は 1,624 学級で前年度より 91 学級増である。

特 殊 学 級 の 学 級 数 等 (17. 5.1 現在)

区 分	設 置 学 校 数			学 級 数			児 童 ・ 生 徒 数		
	計	小	中	計	小	中	計	小	中
計	1,029	714	315	1,624	1,137	487	5,300	3,583	1,717
知的障害	938	638	300	965	652	313	3,258	2,087	1,171
肢体不自由	7	7	0	7	7	0	16	16	0
病弱・身体虚弱	27	21	6	31	24	7	79	64	15
弱 視	4	3	1	4	3	1	4	3	1
難 聴	7	6	1	7	6	1	23	16	7
言語障害	1	1	0	1	1	0	2	2	0
情緒障害	591	433	158	609	444	165	1,918	1,395	523

(注) 「設置学校数」の計は、実学校数である。

(2) 通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒の障害の改善・克服の指導の場として、平成 5 年度に制度化された。

通級指導教室設置学校数・教室数・指導を受けている児童生徒数 (17. 5.1 現在)

区 分	設 置 学 校 数				教 室 数				児 童 生 徒 数		
	計	小	中	聾	計	小	中	聾	計	小	中
言語障害	校 36	校 36	校	校	教室 36	教室 36	教室	教室	人 482	人 482	人
情緒障害	24	20	4		24	20	4		235	207	28
難 聴	5	4	1		5	4	1		21	18	3
言語・難聴	5			5	5			5	59	47	12
計	70	60	5	5	70	60	5	5	797	754	43

(注) 「設置学校数」の計は、実学校数である。(複数設置校 4 校)

「言語・難聴」は、聾学校教員による通級指導である。

2 養護学校体験入学

障害のある子どもの適正かつ円滑な就学の推進を図るため、平成 16 年度に引き続き県立養護学校(高等養護学校を除く)全校において体験入学を実施した。

新たに入学することとなる障害のある子ども及びその保護者を対象として、授業参観、学校における諸活動への参加、就学相談等を行った。

平成 17 年度参加者状況

区 分	知的障害養護学校	肢体不自由養護学校	病弱養護学校	計
新学齢児童等	271 人	196 人	2 人	469 人
保 護 者	554	273	4	831
そ の 他	28	23	8	59
計	853	492	14	1,359

(延べ人数)

3 聾幼児教育相談事業

聴覚障害児の言語指導では特に幼児期の指導が重要であるので、聾幼児教育相談事務嘱託員を千種・豊橋・岡崎・一宮聾学校に計 5 人配置した。

各聾学校とも、聴力検査及び障害についての教育相談、基本的な生活習慣確立の指導、補聴器利用の指導、発語・読話指導、リズム遊戯等による集団への適応、両親教育等を行っている。

第 6 節 就 学 奨 励

盲・聾・養護学校への就学奨励に関する法律並びに特殊教育就学奨励費負担金交付要綱及び同補助金交付要綱に基づき、公立の盲・聾・養護学校並びに小学校及び中学校の特殊学級への就学を奨励するため、その就学に必要な経費のうち、次に掲げる経費について保護者の経済的負担を軽減するための就学奨励事業を実施した。

1 就学奨励費(盲・聾・養護学校分)

	教科用書購入費	学給食校費	交 通 費						寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費		
			通 学 費		帰 省 費		職 場 実 習 費	交 流 学 習 費	寝 具 購 入 費	日 用 品 等 購 入 費	食 費
			本 人	付 添 人	本 人	付 添 人					
支 人 員	1,423	4,406	4,691	2,049	317	39	587	219	62	186	186
支 円 額	17,316,079	164,691,930	123,432,206	43,469,256	7,871,693	403,108	1,230,426	52,201	280,875	19,843,374	15,255,181
	修 学 旅 行 費	校 外 活 動 費	宿 泊 生 訓 練 費	現 場 実 習 泊 費	学 用 品 購 入 費	新 入 学 徒 等 購 入 費	通 学 用 品 購 入 費	計	実 支 給 人 員		
支 人 員	1,131	2,226	2,037	3	4,574	1,196	3,371		5,119		
支 円 額	33,561,688	1,510,019	7,296,612	14,340	79,110,563	21,977,750	5,874,553	543,191,854			

2 就学奨励費(特殊学級分)

区 分	学給食校費	交 通 費 (通学費)	職 場 実 習 交 通 費	交 流 学 習 交 通 費	修 学 旅 行 費	校 外 活 動 費		
						宿 泊 を 伴 わ ない も の	宿 泊 を 伴 う の	
小 学 校	支 人 員	2,308	40	0	33	354	1,964	290
	支 円 額	42,756,213	536,105	0	22,287	3,300,214	1,362,884	470,078
中 学 校	支 人 員	1,017	37	0	13	304	791	270
	支 円 額	20,398,620	1,770,699	0	16,380	7,504,067	794,917	667,153
計	支 人 員	3,325	77	0	46	658	2,755	560
	支 円 額	63,154,833	2,306,804	0	38,667	10,804,281	2,157,801	1,137,231
区 分	学 用 品 購 入 費	新 入 学 徒 等 購 入 費	通 学 用 品 購 入 費	体 育 実 技 用 具 費	拡 大 教 材 費	合 計	実 支 給 人 員	
小 学 校	支 人 員	2,300	372	1,834	0	0	9,495	2,344
	支 円 額	12,507,389	3,594,220	1,951,639	0	0	66,501,029	
中 学 校	支 人 員	1,021	333	674	0	0	4,460	1,032
	支 円 額	10,914,769	3,817,775	714,173	0	0	46,498,553	
計	支 人 員	3,321	705	2,508	0	0	13,955	3,376
	支 円 額	23,422,158	7,411,995	2,665,812	0	0	113,099,582	

(注) 実施市町村数 56市町村